

テーマ：面接指導について

■ 医師の働き方改革の一環として、全ての医療機関において、2024年4月、長時間労働を行う医師への面接指導の実施が義務化されました。そこで今号では、スタートして半年、よく寄せられる問合せを中心に、改めてポイントを解説します。

* 面接指導の対象はどのような医師を指しますか？

1ヶ月100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師が対象です。
特例水準の医師だけが対象ではなく、A水準の医師も対象ですので、注意が必要です。



* 医師の労働時間の集計を事務の方をお願いしており、報告が上がるのが1ヶ月先なのですが...

推奨するのは、日ごともしくは週ごとに労働時間を把握すること。この面接指導の実施時期は、長時間労働によって疲労が蓄積し健康障害が発症することへのリスクを回避するために、原則として時間外・休日労働が100時間以上となる前です。医療機関の中には、時間外・休日労働が80時間前後となるタイミングで面接を実施するなどのルールを定めたところも多いようです。

各医師の労働時間の把握について、ひと月のどのタイミングで確認して、長時間労働を未然に防ぐか、管理をする部署と協議をし、ルールを定めることをお勧めします。また労働時間には、副業・兼業時間も含まれますので、副業・兼業先の管理者と面接指導実施後の面接指導結果及び意見書の共有方法の確認をしておく点にもご留意ください。

* 医師が面接指導を希望しない場合、実施しなくても良いのでしょうか？

対象となる医師の希望によらず、面接を実施する義務があります。必要な面接指導を実施しなかった場合は医療法違反となります。また、必要な面接指導を実施せずに、月100時間以上の時間外・休日労働をさせた場合は労働基準法違反にもなります。

* 面接指導対象の医師に面接を受けることへの理解を得るために、何か方法はありますか？

まずは、将来にわたって質の高い安全な医療を提供するためにも、面接指導を実施し、医師の心身の健康を確保する必要があることを説明します。その上で、これは法律で定められていることを前提に、医療機関全体でルールを設けると理解を得やすいようです。

この面接指導の実施は、『管理者の義務』です。そのため例えば「雇用契約書」に雇用の条件として面接指導について明記する、新たに「内規」を設け、院内全体のルールとするなどの工夫をしている医療機関もあります。

東京都医療勤務環境改善支援センター（以下「勤改センター」といいます。）では、医師の働き方改革のほか、医療機関の課題抽出など、良好な医療勤務環境を目指し、支援をしています。医療機関で不明な点がございましたら、まずは勤改センターへお気軽にお問い合わせください。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345（平日9時30分から17時30まで）

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ